

岐阜県公報

第二千五百十五号
平成二十六年一月二十四日

(金曜日)

目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山課)	二七
道路の区域変更	(道路維持課)	二八
道路の供用開始	(同)	二八
保安林の指定予定	(郡上農林事務所)	二九

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	二九
介護保険指定居宅サービス事業所の指定	(高齢福祉課)	二九
介護保険指定居宅サービス事業所の廃止	(同)	三〇
介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止	(同)	三〇
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定	(同)	三〇
介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止	(同)	三一
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課)	三一
基本測量の終了	(用地課)	三一
宅地建物取引業者の事務所不確知	(建築指導課)	三一
開発行為の工事の完了	(同)	三一

告示

岐阜県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加茂郡白川町赤河字東小倉一三六四、一三六五の二、一三六六の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

可児郡御嵩町小原字長坂五六三〇、五六四七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
本山 東線			揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬 字岡田一八三五番四地先 から 同郡同町同 字岡田下五一二番七地 先まで	別 後	五・五 二四・五	七〇・〇	
				後	一〇・六 三三・三	七〇・〇	

岐阜県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延 長 メ ー ト	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定 又は 変更 の 告 示 年 月 日 ほか）
関坂 祝線			加茂郡坂祝町深萱字小島六七 六番一地从先から 同郡同町同 五番一地从先まで 字西沖九四	二・三	平成 三六・一・二四	平成 二五・九・二四

岐阜県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町栗巣字西平八〇二の一、八〇三の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛騨市障害のある人を支える会

三代 表 者 の 氏 名 奈木 桂子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市神岡町山田二三五八番地二

五 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人が社会の一員として地域

で生活し、地域に貢献できること、また、障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者まで、お互いに支え合い認め合いながら住み慣れたまちで、生涯にわたって安心して暮らせる共生社会を実現するため、障がいのある人の社会参加の場の創出と、市民が主体となって、行政、教育・保健・福祉・医療・労働等の関係機関と連携と協働のもとに、一生涯にわたって途切れのない地域生活の支援体制を推進していく事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社ふる さとおふくる 苑	デイサービス センターふる さとおふくる 苑	岐阜県高山市上岡本町一丁 目四八八番地	通所介護	平成 二五・三・一

株式会社フエ リックス	訪問介護事業 所 ゆら	岐阜県可児市広見二三五九 二九	訪問介護	平成 二五・三・一
株式会社ジエ ネラス	キュアステ ーションまはる 今渡	岐阜県可児市今渡二七五一	訪問介護	平成 二五・三・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社イー ピーエーサー ビス	デイサービス センターま つさかの憩 び	岐阜県多治見市松坂町二丁 目一三一	通所介護	平成 二五・三・一
株式会社クリ エート	福祉用具ア リ	岐阜県羽島郡笠松町米野高 瀬七八一番地の八	福祉用具 貸与	平成 二五・三・三
岐阜ケアシ テム株式会社	岐阜ケアシ テム株式会 社	岐阜県養老郡養老町船附字 深池三八四番地	福祉用具 貸与	平成 二五・三・三
株式会社ニ チイ学館	ニチイケア センター西 濃	岐阜県大垣市橘町二九	訪問介護	平成 二五・三・一
株式会社クリ エート	きらら介護サ ービス	岐阜県羽島郡笠松町米野字 高瀬七八一番地の八	訪問介護	平成 二五・三・三
株式会社クリ エート	福祉用具ア リ	岐阜県羽島郡笠松町米野高 瀬七八一番地の八	特定福祉 用具販売	平成 二五・三・三

岐阜ケアシ テム株式会社	岐阜ケアシ テム株式会社	岐阜県養老郡養老町船附字 深池三八四番地	特定福祉 用具販売	平成 二五・三・三
-----------------	-----------------	-------------------------	--------------	--------------

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社メ ディックス	有限会社メ ディックス	岐阜県各務原市鷺沼小伊木 町一七〇	居宅介護 支援	平成 二五・三・一
岐阜県柔道 復師協同組 合	岐阜県柔道 復師協同組 合	岐阜県大垣市荒尾町一八一 三番地の五	居宅介護 支援	平成 二五・三・〇
有限会社か わさきケア サービス	有限会社か わさきケア サービス	岐阜県各務原市鷺沼川崎町 二丁目七〇番地	居宅介護 支援	平成 二五・三・三

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十二条第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第一百五十二条の十一の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社ふる さとおふくる 苑	デイサービス センターふる さとおふくる 苑	岐阜県高山市上岡本町二丁 目四八八番地	介護予防 通所介護	平成 二五・三・一
株式会社 フェ リックス	訪問介護事業 所 ゆら	岐阜県可児市広見三三五九 二九	介護予防 訪問介護	平成 二五・三・一
株式会社 ジェ ネラス	キュアステー ションまはる 今渡	岐阜県可児市今渡二七五一	介護予防 訪問介護	平成 二五・三・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定
介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、
同法第百十五条の第十二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃 止 日
株式会社イー ピーエーサー ビス	デイサービス センター ま つさかの憩 ビス	岐阜県多治見市松坂町二丁 目一三一	介護予防 通所介護	平成 二五・三・一
株式会社クリ エート	福祉用具アリ ス	岐阜県羽島郡笠松町米野高 瀬七八一番地の八	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二五・三・三
岐阜ケアシス	岐阜ケアシス	岐阜県養老郡養老町船附字	介護予防	平成

テム株式会社	テム株式会社	深池三八四番地	福祉用具 貸与	二五・三・三
株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセ ンター西濃	岐阜県大垣市橋町二九 一	介護予防 訪問介護	平成 二五・三・一
株式会社クリ エート	きらら介護サ ービス	岐阜県羽島郡笠松町米野字 高瀬七八一番地の八	介護予防 訪問介護	平成 二五・三・三
株式会社クリ エート	福祉用具アリ ス	岐阜県羽島郡笠松町米野高 瀬七八一番地の八	特定介護 予防福祉 用具販売	平成 二五・三・三
岐阜ケアシス テム株式会社	岐阜ケアシス テム株式会社	岐阜県養老郡養老町船附字 深池三八四番地	特定介護 予防福祉 用具販売	平成 二五・三・三

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模
小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示
する。

なお、その意見書は平成二十六年一月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通
課において縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
LCワールド本巢
本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年六月二十四日から

同 年十二月二十七日まで

四 作業地域

恵那市、美濃加茂市、土岐市、山県市、郡上市及び加茂郡白川町

宅地建物取引業者の事務所不確知

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭

和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公示する。

なお、この公示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないと
きは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 商号又は名称 有限会社サンセン土地

二 事務所所在地 岐阜市瑞雲町四丁目四番地二

三 代表者氏名 代表取締役 服部 輝子

四 免許証番号 岐阜県知事（二三）第九三二一号

開発行為の工事が完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

同岐阜西建築第九二号の五	羽島郡岐南町徳田五丁目七四番	道路	同	下呂市金山町東沓部三三一一番地
同九 同二五・四・五 同二五・二八 同二五・二二・三	同岐阜西建築第一八号の一	道路	同	羽島郡岐南町平島六丁目一〇三番地 ローヤル製菓株式会社 代表取締役 加藤 己博
岐阜県指令岐阜西建築第九 四号の一六 平成二五・九・四	瑞穂市穂積字高野二〇二四番	道路、水路	開発登録簿 による	瑞穂市穂積一〇七四番地二 松野 藤四郎
開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成二十六年一月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社